

# ヨット・モーターボート 総合保険





# 「ヨット・モーターボート総合保険」は、

船体、第三者への賠償、搭乗者傷害、搭乗者の捜索救助費用を1セットで補償する総合保険です。



## 【ヨット特約、モーターボート特約または水上バイク特約付帯】

ヨット、モーターボートまたは水上バイクが、偶然な事故によって被ったさまざまな損害(補償対象外となる損害は除きます。)に対して保険金をお支払いします。

### ●お支払いする保険金は・・・

$$\boxed{\text{損害額} - \text{免責金額(自己負担額)}} \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{保険価額}^*}} \text{となります。}$$

\* 保険価額・・・損害が生じた地および時における船舶の価額

\* 保険金額を保険価額より少なく設定しますと、その割合に応じて保険金が削減されますので、ご注意ください。

\* 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合、保険金の額は損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いた額となります。

\* 船体保険の保険金額が、お支払いする保険金の限度となります。

○：補償します ×：補償しません。

損 害 *1	場 所	航海中 *2	艇庫 *3 内に保管中 業者に寄託中	左記以外の場合 (例：管理下でない状態での停泊中)
沈没、座礁、座州、衝突、火災、爆発、盗難などによる損害		○	○	○
風災 *4 または水災 *5 (以下「風水災」)による損害		○	○	×(特約により○)
エンジンの単独盗難		×	○	×

\*1 セールおよびプロペラ、シャフト、ギヤユニット、ケースなどドライブユニットに生じた損害(船舶が全損<sup>①</sup>となった場合を除きます。)またはエンジン焼付によりエンジン自体に生じた損害はお支払いの対象になりません。

(注) 船舶の損傷を修理することができない場合または損害の額もしくは修理費が保険価額を上回る場合をいいます。

\*2 「航海中」には、航海の途中において、港またはその他の海上に停泊する場合を含みます。ただし、搭乗者が当該船舶を管理でき、また風水災に対して、ただちに処置できる状態にある場合に限ります。

\*3 「艇庫」とは、盗難危険および風水災危険に対する防御措置(屋根、外壁および扉)が施されている施設をいいます。

\*4 「風災」とは、台風、旋風、竜巻、暴風等をいいます。

\*5 「水災」とは、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。



ヨット、モーターボートまたは水上バイクの所有、使用または管理に起因して、他人を死傷させたり、他人の財物を滅失、損傷または汚損したために「法律上の損害賠償責任」を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

### ●お支払いする保険金は・・・

他人にケガをさせた場合の治療費や他人の物を壊してしまった場合の修繕費  
被害者側とトラブルを解決するためにかかった訴訟費用、弁護士報酬  
被害者への応急手当や、病院へ運ぶのに要する費用 など

※あらかじめ共栄火災の同意が必要となる場合があります。

## 保険金をお支払いできない主な場合

**共通(船体保険、賠償責任保険、搭乗者傷害(特約)、捜索救助費用(特約))** ●被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意による事故 ●被保険者の重大な過失による事故(賠償責任保険を除きます) ●戦争、革命、内乱などの事変または暴動による事故 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ●核燃料物質もしくは放射能汚染による事故 など

**船体保険** ●保険契約者の故意または重大な過失による損害 ●船体自体の欠陥、摩滅、腐食、さびその他の自然の消耗 ●故障損害(偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的損害をいいます。) ●エンジンの単独盗難(ただし、艇庫内に保管中または業者に寄託されている間は除きます。) ●船舶の通常の使用または管理によって生じるすり傷、へこみなど、外観上の損傷または汚損であって、船舶が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●風水災による損害(ただし、航海中または艇庫内に保管中または船舶の保管を業とする保管業者に寄託されている間は除きます。) (風水害危険補償特約を付帯することにより補償することができます。) ●酒に酔った状態または麻薬、シンナー等の影響により正常な操縦ができないときの事故 など

**賠償責任保険** ●保険契約者の故意による賠償責任 ●搭乗者(操縦者を含みます。)に対する賠償責任 ●同居の親族に対する賠償責任 ●受託物に対する賠償責任 など

**搭乗者傷害(特約)** ●酒に酔った状態または麻薬、シンナー等の影響により正常な操縦ができないときの事故 ●平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(丹毒、淋菌性皮膚炎、敗血症、破傷風、等) ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による事故 ●正当な権利を有する者の承諾を得ない者によって、操縦されている間の事故 ●日射、熱射による障害 など

**捜索救助費用(特約)** ●酒に酔った状態または麻薬、シンナー等の影響により正常な操縦ができないときの事故 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による事故 ●正当な権利を有する者の承諾を得ない者によって、操縦されている間の事故 など

# 保険の対象となるものは・・・

帆走ヨット、総トン数が20トン未満の非営業用モーターボート・水上バイク、総トン数が5トン未満のモーターボートです。

※ただし、次のものは総トン数にかかわらず対象から除きます。

水中翼船／作業船／ホバークラフト／貨物の運搬を業とするもの／漁船(つり船を除きます。)

## 搭乗者傷害 (特約)

### 【搭乗者傷害危険補償特約】

ヨット、モーターボートまたは水上バイクに搭乗中、急激かつ偶然な外来の事故により、搭乗者(操縦者を含みます。)が死傷した場合に保険金をお支払いします。

## 搜索救助 費用(特約)

### 【搜索救助費用補償特約】

ヨット、モーターボートまたは水上バイクに搭乗している方(操縦者を含みます。)が遭難(行方不明を含みます。)し、その搜索・救助のために費用がかかった場合に保険金をお支払いします。

#### ●お支払いする保険金は・・・

死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、1名保険金額の全額をお支払いします。
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて1名保険金額の4%~100%をお支払いします。
医療保険金	医師の治療を要した治療日数に対し、1日につき1名保険金額の1,000分の1をお支払いします。(事故の日からその日を含めて180日以内の治療に限ります。)

●1回の事故につき、搭乗者1名に対してお支払いする保険金は、死亡保険金・後遺障害保険金および医療保険金合算で1名保険金額を限度とします。

●死亡保険金および後遺障害保険金のお支払特約を付帯することにより、死亡・後遺障害のみの契約も可能です。

※すでに存在していた身体の障害もしくは病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

#### ●お支払いする保険金は・・・

搜索者からの請求により負担した費用  
搜索・救助に要した船舶・航空機の燃料費、  
搜索者の人件費、通信経費  
など

## 保険の契約は、次の4つのパターンの中からお選びいただけます。

1	船体保険 + 賠償責任保険 + 搭乗者傷害特約 + 搜索救助費用特約
2	賠償責任保険 + 搭乗者傷害特約 + 搜索救助費用特約
3	賠償責任保険 + 搭乗者傷害特約
4	賠償責任保険 + 搜索救助費用特約

### 保険料表(保険期間：1年間)

#### 船体保険

種類 保険金額	ヨット・モーターボート	水上バイク
	免責金額:10万円	免責金額:10万円
50万円	10,000円	12,500円
100万円	20,000円	25,000円
150万円	30,000円	37,500円
200万円	40,000円	50,000円
250万円	50,000円	62,500円
300万円	60,000円	75,000円
350万円	70,000円	—
400万円	80,000円	—
500万円	100,000円	—
600万円	120,000円	—
700万円	140,000円	—
800万円	160,000円	—
900万円	180,000円	—
1,000万円	200,000円	—

航行中・艇庫内に保管中・業者に寄託中以外の風水災による損害を補償する場合は、左記保険料の他に保険金額10万円につき300円の割増保険料が必要です。

(注)ヨット・モーターボートの免責金額を引き下げた場合には、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。

賠償責任保険

区分	ヨット（艇長）			モーターボート（馬力）			水上バイク（馬力）			
	8m以下	8m超 13m以下	13m超	50馬力以下	50馬力超 100馬力以下	100馬力超	50馬力以下	50馬力超 100馬力以下	100馬力超	
船体保険なし	免責金額	免責金額なし			免責金額なし			免責金額 1万円		
	保険金額									
	1,000万円	4,990円	8,630円	11,300円	6,170円	9,770円	16,550円	5,790円	9,180円	15,540円
	2,000万円	5,200円	8,990円	11,780円	6,430円	10,190円	17,250円	6,050円	9,600円	16,240円
	3,000万円	5,410円	9,360円	12,260円	6,690円	10,610円	17,960円	6,320円	10,010円	16,950円
5,000万円	5,720円	9,890円	12,950円	7,070円	11,200円	18,970円	6,690円	10,610円	17,960円	
1億円	5,960円	10,310円	13,500円	7,370円	11,680円	19,780円	6,990円	11,090円	18,770円	

区分	ヨット（艇長）			モーターボート（馬力）			水上バイク（馬力）			
	8m以下	8m超 13m以下	13m超	50馬力以下	50馬力超 100馬力以下	100馬力超	50馬力以下	50馬力超 100馬力以下	100馬力超	
船体保険あり	免責金額	免責金額なし			免責金額なし			免責金額 1万円		
	保険金額									
	1,000万円	4,490円	7,760円	10,170円	5,550円	8,800円	14,890円	5,790円	9,180円	15,540円
	2,000万円	4,680円	8,100円	10,600円	5,790円	9,170円	15,530円	6,050円	9,600円	16,240円
	3,000万円	4,870円	8,430円	11,040円	6,020円	9,550円	16,160円	6,320円	10,010円	16,950円
5,000万円	5,140円	8,900円	11,660円	6,360円	10,080円	17,070円	6,690円	10,610円	17,960円	
1億円	5,360円	9,280円	12,150円	6,630円	10,510円	17,800円	6,990円	11,090円	18,770円	

搭乗者傷害（特約）

捜索救助費用（特約）

1事故保険金額	●普通条件（医療保険金もお支払いするご契約）					●死亡・後遺障害のみ補償（医療保険金をお支払いしないご契約）				
	1名保険金額の倍数					1名保険金額の倍数				
1名保険金額	1倍	2倍	3倍	5倍	10倍	1倍	2倍	3倍	5倍	10倍
100万円	590円	1,000円	1,290円	1,630円	1,930円	470円	800円	1,030円	1,300円	1,540円
200万円	1,180円	2,000円	2,580円	3,260円	3,860円	940円	1,600円	2,060円	2,600円	3,080円
300万円	1,770円	3,000円	3,870円	4,890円	5,790円	1,410円	2,400円	3,090円	3,900円	4,620円
500万円	2,950円	5,000円	6,450円	8,150円	9,650円	2,350円	4,000円	5,150円	6,500円	7,700円
1,000万円	5,900円	10,000円	12,900円	16,300円	19,300円	4,700円	8,000円	10,300円	13,000円	15,400円

保険金額	保険料
50万円	1,430円
100万円	2,580円
200万円	4,010円

（注1）1回の事故につき、2名以上の被保険者が傷害を被った場合において、1名保険金額に基づき計算したそれぞれの被保険者の保険金の合計額が1事故保険金額を超えるときは、次の算式によって計算した額を、その被保険者に対して保険金としてお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金の額} = \text{1事故保険金額} \times \frac{\text{その被保険者に対して計算した保険金の額}}{\text{それぞれの被保険者に対して計算した保険金の合計額}}$$

（注2）営業用・業務用の場合は保険料が異なりますので、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。

■ご契約時のご注意～告知義務（ご契約時に共栄火災に重要な事項を申し出てください）～

保険契約者には、保険契約の締結に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では保険契約申込書等に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

■ご契約後のご注意～通知義務（ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に共栄火災に連絡してください）～

保険契約者には、保険契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。ご通知がない場合には、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがあります。この保険では保険契約申込書等に☆印が付された項目がご通知いただく事項（通知事項）となりますので、ご注意ください。

■このパンフレットは概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

■取扱代理店は共栄火災との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と締結して有効に成立したご契約については、共栄火災と直接契約されたものとなります。

■ご契約の際には保険契約申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。

■ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をご覧ください。

商品内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情、各種手続き、保険料のお見積りは、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

もしも事故が起きたら…

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間事故受付サービス  
「あんしんほっとライン」

0120-044-077

通話料  
無料

なお、ご通知が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。賠償事故の際に、共栄火災が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、示談金額を決定する場合には必ず事前に共栄火災にご連絡ください。

共栄火災海上保険株式会社

本社／〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6  
ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp>

お問い合わせ先